



要介護認定に該当しない皆さまへ 介護予防事業を利用しましょう

要介護認定で「非該当」と認定された場合は、介護保険のサービスを受けることはできません。しかし、市が行う生活機能評価を受け、生活機能の向上が必要と判定された「特定高齢者」は、地域支援事業の特定高齢者向け介護予防事業を利用できます。

介護予防の必要

介護予防とは、「できるかぎり介護が必要にならないようにする」・「もし介護が必要になってもそれ以上悪化させないようにする」ことを目的としています。いつまでも自分らしく自立した生活を送るために、元氣なうちから、また生活機能の低下が軽度な早い段階から、市が実施する介護予防事業を継続的に利用していきましょう。



介護予防事業の利用までの流れ

対象者の選定 65歳以上の高齢者を対象に生活機能評価を実施

生活機能が低下している人を把握し、特定高齢者を選定します。市では、毎年2月に満65歳以上の人へ基本チェックリスト（アンケート）をお送りし、生活機能評価を実施しています。

選定の結果

介護や支援が必要となるおそれのある高齢者は、介護予防事業に参加できます。

ケアプランを作成して介護予防事業に参加します

通所型介護予防事業

- **運動器の機能向上プログラム**
理学療法士などが、筋力トレーニングや転倒予防のための指導を行います。
- **口腔機能の向上プログラム**
歯科衛生士が、歯磨きや摂食・えん下機能の訓練や指導を行います。



▲紀水苑で水中ウォーキングを行う様子

介護保険説明会にご参加ください

9・10月で65歳になれる人を対象に制度説明会を開催します。対象以外の人でもお気軽にご参加ください。

- 9月15日(水) 10時～ 武雄市役所1階会議室
- 9月 9日(木) 10時～ 山内保健センター
- 9月22日(水) 10時～ 北方支所第1会議室

9月(4期)の介護保険料納付期限

- 納付書払いの納期限 9月30日(木)
- 口座振替の口座引落日 9月30日(木)

お忘れのないようお願いします。口座振替の人は残高不足にならないようご注意ください。

問 杵藤地区広域市町村圏組合

介護保険事務所

☎0954-69-8222

(市外局番からダイヤルしてください)

くらし部 健康課

☎23-9135

○介護保険事務所のホームページ

<http://www.kitou-web.jp/kaigo/>

